

# 不用品の訪問買取りにご用心！ トラブル急増中

## 「被災地支援のため」と言って訪問買取り



**CASE** 「海外の被災地支援のため、市が不用品を集めています」と電話があった。「市役所ですか」と確認したら、業者は「うちは民間会社で海外支援のNPOを通じて品物を送っている。」と言う。「食器や衣類など15点用意しておいてください」と言われ、訪問買取りの約束をした。

業者が訪問して、古着15点を1000円で買い取ったが、帰らずに「ほかにネックレスなど貴金属はありませんか」と言われたので、普段使っていないネックレス3本と指輪1個を見せた。売る気はなかったが、1万円で強引に買い取られてしまった。冷静になって考えると、相場より大幅に安価な気がして後悔している。



- ❑ 消費者が呼んでいない訪問買取りは法律違反です！
- ❑ 訪問時、業者は買取る物品種類を告げる義務があります！
- ❑ 消費者は8日間のクーリング・オフ期間は、物品の引渡しを拒否することができます。
- ❑ 知らないうちに物品がなくなっていた場合等は、すぐに警察に連絡しましょう！

困ったときは迷わず相談！

☎ 消費者ホットライン 188

局番なし  
お近くの消費生活相談  
窓口へおつなぎします。

イラストは「消費者庁イラスト集」

([https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/public\\_awareness/teaching\\_material/illustration/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/illustration/)) より転載しています。

静岡県東部県民生活センター ☎ 055-952-2299

静岡県中部県民生活センター ☎ 054-202-6006

静岡県西部県民生活センター ☎ 053-452-2299

平日9:00～16:00